**平成２５年（フ）第７８３号**
埼玉県川口市戸塚東１丁目21番24号　プラザドゥパルム210号
破産者　浅香　昌之
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第７８７号**
さいたま市桜区大字白鍬97番地　井上コーポ202
破産者　川部　龍男
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第９６号**
長野市川中島町上氷鉋678番地５
破産者　北澤　六朗
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第９７号**
長野市吉田１丁目５番15号
破産者　北條　　諭
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１１７号**
長野県松本市梓川梓77番地、前住所長野県松本市大字松原80番地12
破産者　森　　里美
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第４４７９号**
大阪市都島区都島北通２丁目15番12―508号
破産者　西田　博之
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５９２８号**
大阪府藤井寺市林２丁目７番50号
破産者　橋本　義男
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６３８６号**
大阪市東淀川区大桐５丁目１番40号　ネオス大桐202号
破産者　塩見美建こと　塩見　　猛
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６８５２号**
大阪府摂津市正雀２丁目５番８号　スカイハイツ102、開始決定時の住所大阪府摂津市鳥飼野々１丁目１番８－２号
破産者　瀬川　靖範
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１１４９号**
大阪府羽曳野市野々上５丁目17番５号　ハイツエスポワール203号室、開始決定時の住所大阪府羽曳野市高鷲３丁目５番27号
破産者　小野　秀樹
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１７００号**
大阪府門真市城垣町22番１号
破産者　大野　哲也
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１９５０号**
大阪府池田市大和町５番10号
破産者　池田　俊夫
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２２２０号**
大阪市港区築港１丁目11番５―405号
破産者　中澤美知子
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２３２２号**
大阪府豊中市中桜塚５丁目２番１―406号
破産者　斎藤　大介
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２５１６号**
大阪府枚方市宮之阪４丁目44番７―305号
破産者　福澤　昌子（旧姓齋藤）
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２８９８号**
大阪市鶴見区鶴見５丁目１番17―503号
破産者　坂本　浩樹
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３２００号**
大阪府高槻市大畑町16番16―201号
破産者　坪井　三省
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３３３６号**
大阪市西淀川区大和田５丁目12番16号
破産者　寺岡組こと　寺岡　勝利
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３５３６号**
神戸市須磨区須磨浦通２丁目３番29―701号
破産者　大谷　俊子
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部